

計画改定の趣旨

国際連合（以下「国連」という。）においては、「世界人権宣言」とその具体化のために数多くの国際規範に基づく取組が推進され、特に今世紀を「人権の世紀」としています。しかし、現在もなお、世界各地で、戦争や迫害、差別により多くの人々が人権を侵害され、生命の危険にさらされています。

一方、我が国においては、基本的人権の保障を基本理念に掲げる日本国憲法や条約等の国際規範に基づき、国際的な動向と連動して、人権に関する各種法律が施行され、人権侵害行為の防止及び虐待や暴力、犯罪等によって人権を侵害された人を支援する政策や制度が整備・充実されてきました。しかしながら、未だ、差別や偏見を背景とした深刻な人権侵害事案が後を絶たず、インターネット上での誹謗中傷や差別的な書き込み、ヘイトス

ピーチなどの悪質な事案も発生しています。また、人権問題は複雑・多様化及び複合化し、分野別の縦割りの対応では解決は困難になっています。

こうしたことから、今後一層、人権問題の解決に取り組むとともに、私たちの身近な人権問題とつながっている国際的な人権問題の解決にも、国際社会の一員として役割を果たしていく必要があります。

人権は、世界共通の幸せの基盤となる豊かな概念です。人権尊重の精神で満たされる社会の実現を目指し、本県の人権教育・啓発施策の基本的方向性を定める「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」を、社会情勢の変化や法律の制定等を踏まえて改定します。

人権を取り巻く動向

国際社会（国際連合）における取組

国連では、1948（昭和23）年の「世界人権宣言」以後、その実効性を高めるために、人種差別撤廃条約、社会権規約、自由権規約、女子差別撤廃条約、子どもの権利条約、障害者権利条約、先住民族の権利に関する国際連合宣言が採択されたほか、国際婦人年などの国際年が提唱され、国連のあらゆる活動に人権を最優先の考慮事項とする「人権の主流化」が推進されてきました。

また、1995（平成7）年からの「人権教育のための国連10年」の取組を踏まえて、2005（平成17）年に「人権教育のための世界計画」が策定され、これに基づき、①初等中等教育における人権教育、

②高等教育における人権教育と教職者及び公務員等への人権研修、③これまでのフェーズの実施の強化とメディア専門家及びジャーナリストへの人権研修に焦点を当てた第1から第3のフェーズの行動計画が実行されたところ です。

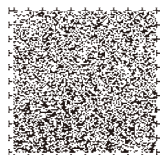
人権の保障は、以前にも増して重要な国際課題となっており、2015（平成27）年に採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」とそれに含まれる「持続可能な開発目標（SDGs）」には、人権尊重の考え方が通底しています。

国内における取組

国においては、1996（平成8）年に「人権の擁護に関する施策を推進するための法律」が制定され、人権教育・啓発及び人権侵害の被害者救済に関する施策の推進が国の責務と位置づけられました。このうち、人権教育・啓発に関する施策については、国連の取組を受けて、1997（平成9）年に『「人

権教育のための国連10年」に関する国内行動計画」が策定され、2000（平成12）年には、国や地方公共団体の責務を規定する「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。

さらに、2002（平成14）年に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、様々な人権問題の解決に向けて施策の総合的、計画的な推進が



図られています。この間、虐待やいじめ、貧困など様々な人権に関する社会問題の解決を図るため、個別法の制定や制度の整備等も行われ、国内法の整備が前提となる関連条約の批准や国連が提唱する人権に関する国際年に取り組みられてきました。

なお、国は「持続可能な開発目標実施指針」を策定し、SDGsの達成に向けた具体的な取組を進めており、企業・団体等でも取組が行われています。

【SDGs（持続可能な開発目標）】

「私たちの世界を変革する-持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、「誰一人取り残さない」ことを理念とし、その前文で「すべての人々の人権の実現」を目指すことを謳っています。また、世界人権宣言など人権について数多く言及し、アジェンダで掲げられた17の目標と169のターゲットから成るSDGsは、人権尊重の考え方がベースにあります。持続的開発の中心的要素として人権が確認された意義は大きいと言えます。

〈17の目標〉



本県における取組

『国連人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画で、地方公共団体の取組の重要性が強調され、県内でも様々な分野で人権意識の高まりや人権問題の解決を目指す市民レベルの活動が見られるようになったことを踏まえ、1999（平成11）年に、『人権教育のための国連10年』に関する鹿児島県行動計画を策定し、学校、地域社会、家庭、企業など様々な場における人権教育・啓発に取り組みました。

この計画の期限である2004（平成16）年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、国内外の人権を巡る状況等を踏まえた人権教育・啓発施策を総合的・効果的に推進するため、「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」を策定しました。これに併せて庁内に設置した「人権教育・啓発施策推進本部」において、部局横断的に連携を図りながら計画を推進してきました。2011

（平成23）年には、「北朝鮮当局による拉致問題等」を人権問題に追加する計画の一部改定を行ったところです。

一方、県民の人権に関する意識の状況や変化を計画や施策に反映させるために、意識調査を2003（平成15）年、2013（平成25）年、2018（平成30）年に実施しました。直近の調査結果では、人権に対する印象や感想について、「憲法で守られている（憲法で基本的人権が規定されている）」「重要な問題である」と回答した人は、ともに前回調査同様約5割で、「自分にも関係がある」と回答した人の割合は前回調査からわずかに上昇したものの約3割にとどまりました。また、「基本的人権が尊重されている社会だと思う」人の割合も3割でした。これらの結果は、人権教育・啓発が引き続き必要であることを示しています。

